

令和6（2024）年度
栃木県交通安全県民運動計画



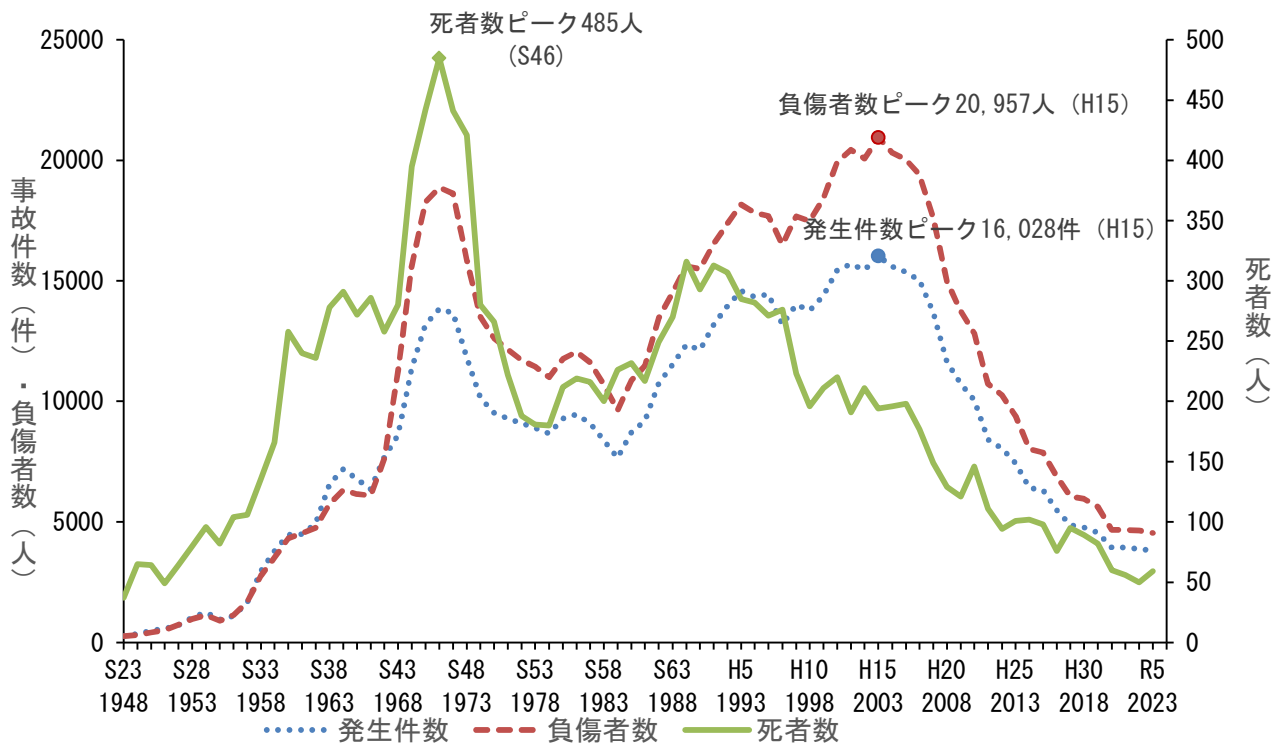
主唱 栃木県交通安全対策協議会

1 令和5（2023）年中の交通事故発生状況

区 分	令和5年 (2023)	前 年 比
発 生 件 数	3,808件	-69人
死 者 数	59人	+9人
うち高齢者	31人	-4人
負 傷 者 数	4,550人	-91人
うち重傷者数	541人	-8人

○ 人口10万人当たりの死者数
 3.09人（本県）
 2.14人（全国平均）
 全国ワースト13位
 ※ 人口は令和4（2022）年10月1日現在の総務省資料による

2 県内における交通事故の年別推移



3 計画の目標

区 分	令和6（2024）年の目標	第11次栃木県交通安全計画 (令和7（2025）年までの目標)
24時間死者数	60人以下	75人以下
重傷者数	480人以下	500人以下

令和6(2024)年度栃木県交通安全県民運動計画

【趣 旨】

この計画は、人命尊重を基本理念として、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざす活動を交通安全県民運動として、計画的かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めたものである。

【スローガン】

「マナーアップ！あなたが主役です」

(平成9(1997)年2月交通安全対策協議会において制定以後継続)

【重 点】

- (1) こどもや高齢者の交通事故防止
- (2) 飲酒運転等悪質、危険運転の根絶
- (3) 安全な交通環境の整備

【推進計画】

(1) 重点的に取り組むべき運動

運 動 名	推 進 要 領	制 定
高齢者交通事故防止運動	「高齢者交通事故防止運動」推進要綱のとおり	平成18 (2006)年度
こどもや高齢者に優しい 3S(スリーエス)運動	「こどもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」 推進要綱のとおり	平成22 (2010)年度
前照灯の早め点灯と 原則ハイビームの徹底運動	「前照灯の早め点灯と原則ハイビームの徹底運動」 推進要綱のとおり	平成30 (2018)年度
飲酒運転根絶運動	「飲酒運転根絶運動」推進要綱のとおり	平成19 (2007)年度

(2) 年間を通じて取り組むべき運動

運 動 名	推 進 要 領	制 定
「マナーアップ！あなたが 主役です」運動	「『マナーアップ！あなたが主役です』運動」 推進要綱のとおり	平成30 (2018)年度
自転車の安全で適正な利用 促進運動	「自転車の安全で適正な利用促進運動」推進要綱のと おり	令和4 (2022)年度
交通事故「 ^{ゼロ} 0」宣言運動	「交通事故『 ^{ゼロ} 0』宣言運動」推進要綱のとおり	平成13 (2001)年度
シートベルト・チャイルド シート着用運動	「シートベルト・チャイルドシート着用運動」 推進要綱のとおり	平成12 (2000)年度

(3) 各季の運動

運 動 名	実施期間	実施要領
春の交通安全県民総ぐるみ運動	4月6日～4月15日	別に実施要項を定める。
夏の交通安全運動	6月1日～8月31日の間、各機関・団体の実態において期間を定める。	各機関、団体において推進事項及び要綱等を定める。
秋の交通安全県民総ぐるみ運動	9月21日～9月30日	別に実施要項を定める。
年末の交通安全県民総ぐるみ運動	12月11日～12月31日	別に実施要項を定める。

(4) 特別な運動

運 動 名	実 施 期 間	実 施 要 領
暴走族等根絶推進強化月間	6月1日～6月30日	条例の推進事項について別に実施要綱を定める。

(5) 交通死亡事故抑止のための緊急対策

対 策 名	内 容	実 施 要 領
交通死亡事故多発警報発令に伴う緊急対策	交通死亡事故多発時に行う緊急対策	交通死亡事故多発警報発令要綱のとおり

(6) 県民運動強化日

項 目	実 施 日	内 容	制 定
子どもや高齢者を交通事故から守る日	毎月3日 (休日のときはその前後)	「子どもや高齢者に優しい3S運動」に係る啓発活動し、子どもや高齢者に対する保護意識の高揚を図る。	平成27 (2015)年度
自転車の安全で適正な利用強化の日	毎月8日 (休日のときはその前後)	自転車の安全な乗り方の指導・広報活動を実施する。	平成24 (2012)年度
シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日	毎月25日 (休日のときはその前後)	シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用について指導及び広報活動を実施する。	平成27 (2015)年度
交通事故死ゼロを目指す日(国民運動)	4月10日 9月30日 ※予定	交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することを促す。	平成20(2008)年中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

「高齢者交通事故防止運動」推進要綱

平成18(2006)年3月栃木県交通安全対策協議会提唱

1 趣 旨

高齢社会の進展に伴い、交通事故全死者に占める高齢者の割合は、高い水準で推移している。このため、高齢者自身の交通安全意識の高揚と全ての運転者に対して「こどもや高齢者に優しい3S運動」の推進を呼びかけるとともに、高齢者が安心して通行できる道路交通環境の整備に努める。また、高齢運転者による交通事故を防止するため、運転免許を自主返納しやすい環境の整備を含めた高齢運転者対策を推進し、高齢者の交通事故を防止する。

2 重 点

- (1) こどもや高齢者に優しい3S（スリーエス）運動の推進
- (2) 高齢者に対する交通安全教育の推進
- (3) 高齢者等の生活に即した道路交通環境の整備

3 主な推進事項

推 進 機 関 等	推 進 事 項
高 齢 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己の運動・運転能力の変化を認識し、基本的な交通ルールへの遵守と交通マナーを実践する。 2 夕暮れ時や夜間外出するときは、明るい色の服装や反射材用品を身につけ、道路横断時や交差点では安全確認を徹底する。 3 運転の際は高齢運転者標識を表示し、基本動作を確実に実践するとともに、運転に不安を感じたときは、運転免許の自主返納を検討する。
家 庭	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全について普段から話し合い、高齢者に対し、身体機能の変化と自己の行動が他の交通に与える影響を理解させ、安全かつ正しい交通行動の実践を促す。 2 高齢者に、無理な通行等をしないよう「ひと声」をかけるとともに、自転車の利用時は、ヘルメットの着用を呼びかける。 3 高齢者の運転に不安を感じたときは、運転免許の自主返納について話し合う。
地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 「こどもや高齢者に優しい3S運動」を推進し、地域ぐるみで高齢者保護意識の醸成に努める。 2 交通事故に遭いそうな危ない歩行者や自転車利用者を見たら110番通報するなど適切な保護・誘導活動等を行い、被害を未然に防止する。
県・市町 警 察 関係機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 全ての運転者に対し、「こどもや高齢者に優しい3S運動」の実行を呼びかけ、家庭、地域及び職場における高齢者保護意識の醸成を図る。 2 高齢歩行者・自転車利用者と高齢運転者のそれぞれの特性を踏まえた対策を推進し、自転車シミュレーター等の各種教育用資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。また、交通安全教育車（マロニエ号）の利用促進を図る。 3 交通ボランティアと連携した高齢者家庭訪問指導や、高齢者関連施設等におけるワンポイントアドバイスを推進する。 4 運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、「栃木県高齢者運転免許証自主返納サポート事業」等により、運転免許証を返納した高齢者への支援強化に努めるほか、運転免許を自主返納しやすい環境の整備を推進する。 5 高齢者の自転車利用中の被害軽減及び交通安全意識の高揚を図るため自転車乗車用ヘルメットの普及促進活動を推進する。 6 高齢運転者の交通事故を防ぐため、衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術を活用した「サポカー・サポカーS」の普及広報を推進する。

「こどもや高齢者に優しい3S（スリーエス）運動」推進要綱

平成22(2010)年2月栃木県交通安全対策協議会提唱

1 趣 旨

高齢社会の進展に伴い、高齢者が被害者となる交通事故の割合が高い状況となっている。そこで、全ての運転者が「こどもや高齢者に優しい3S運動」を実行することにより、高齢者保護意識の高揚を図る。

また、「3S運転」の実行は高齢者だけでなく、こどもを含めた全ての道路利用者に優しい運転であり、「3S運動」を広く浸透させ、悲惨な交通事故の防止を図る。

2 3S（スリーエス）とは

SEE（見る）、SLOW（減速する）、STOP（停止する）の頭文字で

○ SEE こどもや高齢者をいち早く発見する。動きをよく見る。

○ SLOW こどもや高齢者を見たら減速する。

○ STOP 危険を感じたら、すぐに停止する。

を意味する。

3 こどもや高齢者を交通事故から守る日

毎月3日（休日の時はその前後）

4 主な推進事項

推 進 機 関 等	推 進 事 項
運 転 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもや高齢者の行動特性（運動能力、運転特性）や電動車いすの性能に対する理解と認識を深め、「こどもや高齢者に優しい3S運動」の実行に努める。 特に通学路や病院、高齢者施設等の周辺では、3S運転を徹底する。 2 高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示している車両に対する「思いやりのある運転」の励行に努める。 3 自動車と比較して弱い立場にあるこどもや高齢者等の交通弱者への配慮に努め、「人優先」の交通安全意識の高揚を図る。
家 庭 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭内で「3S運転」について話し合い、親から子、子から親へ、祖母から孫、孫から祖父母へなど、お互いに注意し合う習慣をつくる。 2 街頭でこどもや高齢者を見かけたら積極的に声をかけ、正しい通行方法や横断方法等を指導するとともに誘導を行う。
職 場	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全運転管理者、運行管理者等を中心として、こどもや高齢者の行動特性（運動能力、運転特性）について、理解と認識を深める。 2 事業所等において「こどもや高齢者に優しい3S運動」の実行に努める。 3 機関誌等を積極的に活用した広報啓発活動を行う。
県・市町 警 察 関係機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 本運動の趣旨が、家庭・事業所等に確実に到達するよう、地域における広報誌・機関誌、インターネット等あらゆるメディアの活用を図るとともに、報道機関に対する積極的な情報提供と働きかけに努める。 2 運転者に対し、こどもや高齢者の行動特性（運動能力、運転特性）等について理解と認識を深めさせるため、各種シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、歩行者や自転車の確認方法と運転要領を体験させる。 3 免許取得時及び取得後の各種講習や交通安全教育等において、本運動の趣旨について周知を徹底するとともに、具体的な指導と啓発活動を行う。 4 歩行者や自転車利用者の安全をより一層確保するため、交差点の改良、歩道の整備等、具体的な安全対策を実施するように努める。 5 職員等が自ら率先して、「こどもや高齢者に優しい3S運動」の実行に努め、こどもや高齢者等に対する「思いやりのある運転」を励行する。

「前照灯の早め点灯と原則ハイビームの徹底運動」推進要綱

平成30(2018)年2月栃木県交通安全対策協議会提唱

1 趣 旨

夕暮れ時は、道路交通が輻輳することに加え、注意力の散漫等により交通事故が多発しており、これらの内外的要因による「見落とし」や「発見の遅れ」を防止するためには、意欲的に安全運転を励行する必要がある。本運動は、全ての車両が前照灯を早めに点灯することで、ドライバーが歩行者等の他の道路利用者をより早く発見するとともに、自車の存在をより早く他の道路利用者に知らせて注意を喚起する。さらに、ドライバーは、夕暮れ時等において、対向車や先行車がない場合の原則ハイビーム(前照灯上向き点灯)走行を徹底し、歩行者や自転車を早期に発見することにより、夕暮れ時と夜間の交通事故の防止を図るものである。

2 スローガン

“夕暮れ時 みんなで早めに ライトアップ”
“命を照らせ!原則ハイビーム”

3 「ライト4(フォー)」運動の推進(10月1日から2月末日まで)

例年10月以降は、日没時間の早まりと相まって、薄暮時間帯の交通事故が増加する傾向にあることから、本運動を推進し、ドライバーに前照灯の早期点灯(午後4時に点灯)を意識付ける。

4 実践目標

道路を走行する全ての車両は、季節や天候に応じて、前照灯を早めに点灯することにより、安全運転を実践する車両であることの意味表示を行うとともに、自動車等の運転者は、対向車等が存在しない場合等にハイビーム走行を徹底し、夕暮れ時から夜間における交通事故防止に努める。

5 主な推進事項

推進機関等	推 進 事 項
家 庭	1 前照灯早め点灯(ライト4運動)を習慣付けるとともに、ハイビームとロービームのこまめな切替えを家庭の合い言葉に、本運動の実践を図る。 2 夕暮れ時から夜間にかけて時間帯に外出する際は、明るい色の服装や反射材用品を身につけ、懐中電灯を持参するなど、他の道路利用者からの視認性を高める工夫をする。
自 治 会	1 自治会内の安全部会等を通じ、本運動の浸透を図る。 2 歩行者、自転車利用者及び自動車運転者のそれぞれの立場に応じた意識の啓発を行い、本運動の実践を呼び掛ける。
県・市町 警 察 関係機関・団体	1 あらゆる広報媒体を活用し、「前照灯早め点灯(ライト4運動)・原則ハイビーム」について実践を促す。また本運動の実践を促進するため、「まずは公用車から」を徹底する。 2 街頭活動を通じ、早めの前照灯点灯、ハイビームの指導徹底を図るとともに、関係団体等への協力を呼び掛ける。 3 夕暮れ時から夜間に外出する歩行者等に対し、反射材の効果的な着用や取り付けを促進する。 4 本運動の実効を高めるため、交通安全施設(カーブミラー、夜光反射板、ガードレール等)の点検整備に努める。

「飲酒運転根絶運動」推進要綱

平成19(2007)年3月栃木県交通安全対策協議会提唱

1 趣 旨

この運動は、全ての県民に飲酒運転の危険性・悪質性を認識させ、家庭、職場、地域等が連携して飲酒運転の根絶気運を確立しようとするものである。

2 スローガン

“とれますか？ 飲酒事故の 責任が！”

3 重 点

- (1) 飲酒運転根絶のための広報啓発活動の推進
- (2) 飲酒運転を助長する環境の根絶の推進
- (3) 飲酒運転及びその周辺者に対する指導の強化

4 主な推進事項

推 進 機 関 等	推 進 事 項
運 転 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲酒運転の危険性・反社会性のほか、違反や事故を起こした場合の責任の重大性を認識し、「飲んだら乗るな」「乗るなら飲むな」を実践する。 2 アルコールチェッカー等を活用して、二日酔い等による飲酒運転防止を図る。
家 庭	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビや新聞の報道を素材に、飲酒運転の危険性や悪質性を家族で話し合い、「飲酒運転をしない、させない」を徹底する。 2 飲酒することがわかっている会合等に家族が出席する場合は、車を運転して外出させない。 3 家族が車で外出する際は、飲酒運転をしないよう「声かけ」に努める。 4 車を運転する来客には、絶対に酒類をすすめない。
職 場	<ol style="list-style-type: none"> 1 グループ単位、班単位及び事業所全体で「飲酒運転根絶宣言」を行い、職場全体の飲酒運転根絶気運の高揚を図る。 2 事業主、安全運転管理者等が中心となり、「飲酒運転を絶対にしない、させない」職場環境を確立する。また、酒席では、ハンドルキーパー運動を実践する。 3 安全運転管理者は、運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。アルコール検知器を常時有効に保持すること。
地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲酒運転根絶宣言や飲酒運転根絶大会の開催などにより、飲酒運転根絶気運の高揚を図る。 2 自治会内等地域から飲酒運転者を出さないよう、話し合いや署名運動等を展開する。 3 酒席の会合等を開催する際は、出席者に対しては「車で来ないよう」あらかじめ通知する。また、車で来た者には酒類をすすめない。
酒 類 提 供 業 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 車を運転する客には絶対に酒類を提供しない。また、飲酒した客には絶対に車を運転させない。 2 飲食店内には、飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努める。
県 ・ 市 町 警 察 関 係 機 関 ・ 団 体	<ol style="list-style-type: none"> 1 新聞、テレビ、ラジオ、広報紙等あらゆる広報媒体の活用と街頭キャンペーン等の展開により、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態、飲酒運転者・車両提供者・酒類提供者・同乗者に対する罰則について広報啓発し、飲酒運転の根絶に向けた環境づくりを促進する。 2 飲酒運転及びその周辺者に対する交通指導取締りを強化する。 3 ハンドルキーパー運動の普及に努める。

「『マナーアップ！あなたが主役です』運動」推進要綱

平成30(2018)年2月栃木県交通安全対策協議会提唱

1 趣 旨

悲惨な交通事故を1件でも減少させるためには、道路を利用する全ての県民が交通安全意識の高揚を図り、正しい交通マナーを身につけ、主体的に交通安全活動を実践することが重要である。

そのため、県民一人ひとりが法令に基づく交通ルールを厳守するとともに、道路を利用する際には、時間に余裕を持ち、相手の立場に立った「優しさ」と「思いやり」のある行動を実践することにより、県内の交通マナーを向上させ、交通事故の防止を図る。

2 スローガン

“マナーアップ！あなたが主役です”

3 重 点

- (1) 「交通マナーアップ」の浸透と交通安全意識の高揚
- (2) 「交通マナーアップ向上宣言車」、「スピードダウン推進車」等の普及拡大
- (3) 街頭での広報啓発と法令違反者に対する指導活動の強化

4 「マナーアップ！あなたが主役です」広報啓発キャンペーン

7月1日から7月31日までの1か月間

5 主な推進事項

推 進 機 関 等	推 進 事 項
歩 行 者 自 転 車	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもから高齢者まで、道路を利用する全ての者が交通安全を自己の問題として活動することの重要性を認識する。 2 歩行者等も交通ルールを守らなければ危険な場面に遭遇するため、道路を利用する際は、「人として恥ずかしくない行動」を推進する。 3 特に、道路を横断する際は横断歩道等を利用し、歩行者等も手を上げるなどして、横断する意思表示を行う。
運 転 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 法令を厳守するとともに、運転中は常に交通事故の危険があることから、速度抑制し、「スピードダウンペースメーカー車」となる運転を実践する。 2 車両に対する幅寄せ行為や著しく車間距離を詰める等の妨害運転は違反行為であることから、適正な車間距離を保ち、ゆとりを持った運転を心がける。 3 横断歩道では、その手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務があることを認識し、横断歩行者がいる場合は、一時停止を徹底する。
家 庭 地 域 職 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 「家庭」は、あらゆる教育の場であることを認識し、全ての道路利用者に対する「思いやり」と「優しさ」を身につけさせる。 2 回覧板、チラシ等を活用し、ルール無視と交通マナー欠如が極めて危険な行為であるかを周知し、地域ぐるみで交通マナーアップに努める。 3 事業所において、「交通マナーアップ」を習慣として行動する意識を確立するとともに、「マナーアップ」と「スピードダウン」等を実践して事業所ぐるみで交通事故防止を図る。
県 ・ 市 町 警 察 関係機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種の広報媒体を通じ、運動の主旨を広く周知して、交通マナーアップを習慣として行動できるよう、一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る。 2 「交通マナー向上宣言車」の普及促進と広報車による巡回広報を実施する。 3 法律違反に該当しなくても、歩きスマホ等の危険な行為は交通事故に直結することを周知し、発見した場合は指導を徹底する。 4 著しく車間距離を詰める等の妨害運転や横断歩行者妨害など危険性が高く、重大事故の原因となる法令違反行為の取締りを推進する。

「自転車の安全で適正な利用促進運動」推進要綱

令和4(2022)年2月栃木県交通安全対策協議会提唱

1 趣 旨

栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「自転車条例」という。）に基づき、自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図る。

2 重 点

- (1) 自転車の安全で適正な利用に関する教育等
- (2) 乗車用ヘルメットの着用等
- (3) 自転車の点検及び整備
- (4) 自転車損害賠償責任保険等（以下「自転車保険等」という。）への加入等

3 「自転車の安全で適正な利用促進運動」広報啓発強化月間及び強化の日

- (1) 広報啓発強化月間
5月1日から5月31日までの1か月間（5月5日を自転車の日とする）
- (2) 自転車の安全で適正な利用強化の日
毎月8日（休日のときはその前後）

4 主な推進事項

推 進 機 関 等	推 進 事 項
自転車利用者	<ol style="list-style-type: none">1 自転車が車両であることを認識し、交通ルールを遵守して安全で適正な利用に努める。2 自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努める。3 自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットの着用に努める。4 利用する自転車について、必要な点検と整備を行うよう努める。5 自転車保険等に加入しなければならない。
家 庭	<ol style="list-style-type: none">1 未成年者に自転車の交通ルール等の教育を行うよう努める。2 未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。3 高齢者の家族は、高齢者に乗車用ヘルメットの着用や交通ルールの遵守等について必要な助言をするよう努める。4 未成年者が利用する自転車について、必要な点検と整備を行うよう努める。5 未成年者が自転車を利用するときは、自転車保険等に加入しなければならない。
小学校・中学校 高等学校・大 学 専門学校	<ol style="list-style-type: none">1 児童、生徒、学生にその発達段階に応じた自転車の交通ルール等の教育や啓発を行うよう努める。2 児童、生徒、学生が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。3 自転車を利用する児童、生徒、学生、その保護者に自転車保険等に関する情報を提供するよう努める。

推進機関等	推 進 事 項
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車通勤者、事業活動で自転車を利用する従業員に交通ルールの遵守等について啓発や指導を行うよう努める。 2 事業活動で従業員が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。 3 事業活動で利用する自転車について、必要な点検と整備を行うよう努める。 4 事業活動で自転車を利用する場合、自転車保険等に加入しなければならない。 5 自転車通勤者に自転車保険等の加入の有無を確認するよう努める。 6 自転車保険等に加入していることを確認できないときは、自転車保険等への加入に関する情報を提供するよう努める。
自転車貸付事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。 2 貸付用の自転車について、必要な点検と整備を行うよう努める。 3 貸付用の自転車について、自転車保険等に加入しなければならない。 4 利用者に自転車保険等への内容に関する情報を提供するよう努める。
自転車小売事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車を販売するときは、自転車保険等の加入の有無を確認するよう努める。 2 自転車保険等に加入していることを確認できないときは、自転車保険等への加入に関する情報を提供するよう努める。
<p style="text-align: center;">県 ・ 市 町 警 察 関係機関・団体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各主体が連携協力のうえ、自転車条例関係施策の普及啓発を図る。 2 スケアード・ストレイト方式による交通安全教室の開催等を通じて、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。 3 自転車シミュレーターの利用や高齢者自転車免許制度教室の開催など、参加、体験、実践型の交通安全教育を実施し、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。 4 乗車用ヘルメットの着用による頭部保護の重要性及び被害軽減効果について視聴覚教材等を活用して理解向上を図るとともに、乗車用ヘルメット着用の普及促進を努める。夜間は、自転車の灯火の点灯を徹底し、さらに側面等に反射材の取付けを促進する。 5 自転車の点検整備の必要性を理解させ、定期的な点検整備を励行し、確実に整備された自転車の使用を促進する。 6 自転車事故で損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と被害者の保護を図るため、自転車保険等への加入の必要性を周知させる交通安全教育や普及啓発を推進し、自転車保険等への加入促進を図る。 7 自転車軽自動車商業協同組合その他の自転車関係団体に協力を要請する等効果的な自転車の通行ルール等の広報啓発を実施する。 8 自転車保険等を取り扱う保険会社その他の関係団体等と連携し、自転車保険等への加入促進を図るため、自転車保険等に関する情報を提供するよう努める。 9 自転車に係る通行実態、事故実態等を踏まえ、安全かつ円滑に利用できる自転車走行空間をネットワークとして整備する。 10 自転車利用者による飲酒運転、信号無視等交通ルールの違反者に対する指導取締りを徹底する。

自転車安全利用五則

令和4年11月1日中央交通対策本部決定

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。そして、道路の左側に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合は、車道よりの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合、一時停止しなければなりません。



※ 例外として、普通自転車が歩道を通行できる場合

① 標識や標示によって歩道を通行することができることとされているとき



「普通自転車の歩道通行可」標識

② 運転者が
・13歳未満の子ども
・70歳以上の高齢者
・車道通行に支障がある方の場合



③ 車道又は交通の状況から見てやむを得ない(道路工事、駐車車両、交通量が多いなど、道を安全に通行することができない)場合



2 交差点は信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号が青になってから安全を確認し、横断しましょう。

一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を確認してから横断しましょう。

3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。

自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。



4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。



5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメット着用しましょう。

幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

「交通事故『0』宣言運動」推進要綱

平成13(2001)年2月栃木県交通安全対策協議会提唱

1 趣 旨

交通事故を防止するためには、交通安全に対する県民一人ひとりの自覚と実践に負うところが大きい。

このため、社会生活を営む上での最小単位である家庭をはじめ学校、職場及び自治会（地域を中心として、“絶対に事故を起こさない、事故に遭わない”ことを誓い合う「交通事故『0』宣言」を展開、地域に根ざした交通安全意識の普及活動を推進する。

また、“事故に遭わせない”活動として、危ない歩行者を早期に保護するための「思いやり110番」を推進する。

2 スローガン

“交通安全は 家庭 学校 職場 地域から”

3 実践目標

(1) 家庭、学校（学年、クラス、班）、職場、自治会（町内会、組内）等において、一人ひとりが、

- ・我が家からは…
- ・私たちの学校、学年、クラス、班からは…
- ・我が職場からは…
- ・我が自治会、町内、組内からは…

“絶対に事故を起こさない、事故に遭わない”

ことを誓い合う「交通事故『0』宣言」を実施する。

(2) 夜間、認知症による徘徊や酒に酔って道路上で寝込む等の『危ない歩行者』が被害者となる交通事故も少なくないことから、これらの者を発見した場合に、ためらわずに110番通報する「危ない歩行者『思いやり110番』」を推進することにより、交通事故「0」を目指す。

4 主な推進事項

推 進 機 関 等	推 進 事 項
家 庭	<ol style="list-style-type: none"> 1 「交通安全は家庭から」を基本として、家族で交通安全について話し合いながら、家族一人ひとりが交通事故「0」を宣言し、交通安全を誓い合い、実践する。 2 登校、出勤、買い物等外出する際は、交通安全の「ひと声」をかけ合い、家族ぐるみで交通事故防止に努める。 3 家族の誰もが交通事故に遭わないために、職場等での「交通事故『0』宣言運動」に積極的に参加する。
職 場 地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 各グループ、班単位を始め、事業所全体で交通事故「0」宣言を展開する。 2 安全運転管理者、運行管理者等を中心として、職場における交通事故「0」目標達成のための具体的な指導と啓発活動を行う。 3 交通安全について話し合うグループを設けるとともに、機関誌等を活用した広報啓発活動を行う。
教育関係機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校、学年、クラス単位等で交通事故に遭わない、起こさないための実践目標について話し合うとともに、各単位ごとに交通事故「0」を宣言する。 2 こどもが交通事故に遭わない、そして起こさないための交通安全教育を推進する。 3 学校機関誌、PTA機関誌を通じて本運動についての広報啓発活動を推進する。
県 ・ 市 町 警 察 関係機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種の広報媒体を通じ、本運動の趣旨について広く周知し、各単位による交通事故「0」宣言を促進する。 2 交通安全運動等の街頭活動時に合わせ、本運動の周知、広報活動を展開する。 3 地域、自治会等が行う「交通事故『0』宣言運動」の推進に対する指導、助言等を行う。 4 各種広報媒体を通じ、「危ない歩行者『思いやり110番』」の周知浸透を図り、交通事故「0」目標の達成を図る。 5 関係機関・団体は、機関誌等を活用し、効果的に本運動の推進を図る。

「シートベルト・チャイルドシート着用運動」推進要綱

平成12(2000)年2月栃木県交通安全対策協議会提唱

1 趣 旨

この運動は、シートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの必要性と正しい着用・使用方法を広く県民に普及し、交通安全意識の高揚と交通事故による被害の軽減、死傷者の減少を図るものである。

2 スローガン

“締めたかな 後ろの席も シートベルト”

“チャイルドシート 守るこの子の 夢 未来”

3 重 点

- (1) 家庭及び地域における着用推進の徹底
- (2) 職場ぐるみによる着用の習慣化の徹底
- (3) 街頭における啓発・指導活動の強化

4 シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日

毎月25日（休日のときはその前後）

5 主な推進事項

推 進 機 関 等	推 進 事 項
運 転 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 シートベルト及びチャイルドシートの必要性と着用効果を認識し、自発的な安全意識による着用を習慣付ける。 2 シートベルトを自ら正しく着用するとともに、前席同乗者のみならず、後部座席同乗者にも正しい着用を促し、全席全員での着用を徹底する。 3 幼児・児童を同乗させるときは、こどもの体格に合ったチャイルドシートを正しく着用させ、その習慣化に努める。
家 庭 地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1 シートベルトとチャイルドシートの必要性と着用効果について家庭で話し合い、後部座席を含めた全席全員での正しい着用の実践とその習慣付けを図る。 2 自動車で出かける家族に、シートベルト及びチャイルドシートを着用するよう声かけを励行する。 3 回覧板、チラシ等を活用し、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果と正しい着用方法についての啓発に努める。
職 場	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全運転管理者等は、あらゆる機会をとらえ、職員に対し事象事例の紹介等により、シートベルト及びチャイルドシートの必要性と着用効果について指導を行うとともに、後部座席を含めた全席全員の着用の習慣化を図る。 2 シートベルト着用モデル事業所を宣言するなど、職員の意識向上を図る。 3 機関誌等を活用し、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果と正しい着用方法についての啓発に努める。
県・市町 警 察 関係機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 シートベルト及びチャイルドシートの着用実態を踏まえ、シートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの必要性と正しい着用・使用方法を広く県民に普及し、交通安全意識の高揚を図る。 2 新聞、テレビ、ラジオ、広報紙等、各種広報媒体の活用と、関係機関・団体が連携した街頭指導の実施により、後部座席を含めた全席全員の着用意識の高揚と、交通事故による被害の軽減、死傷者の減少を図る。 3 チャイルドシートについては、着用の推進を図るとともに正しい取り付け方法についての啓発を行う。 4 職員は、率先してシートベルト及びチャイルドシートを正しく全席全員着用し、他に模範を示す。